

# 第4期障害福祉計画（基本指針）に おける成果目標の参考資料

（地域生活への移行、施設入所者数削減、地域生活支援拠点整備）

---

## 基本指針（抄）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

### 第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（抄）

#### 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

## 従前の基本指針の考え方（第1～3期障害福祉計画）

### 第1期・第2期障害福祉計画

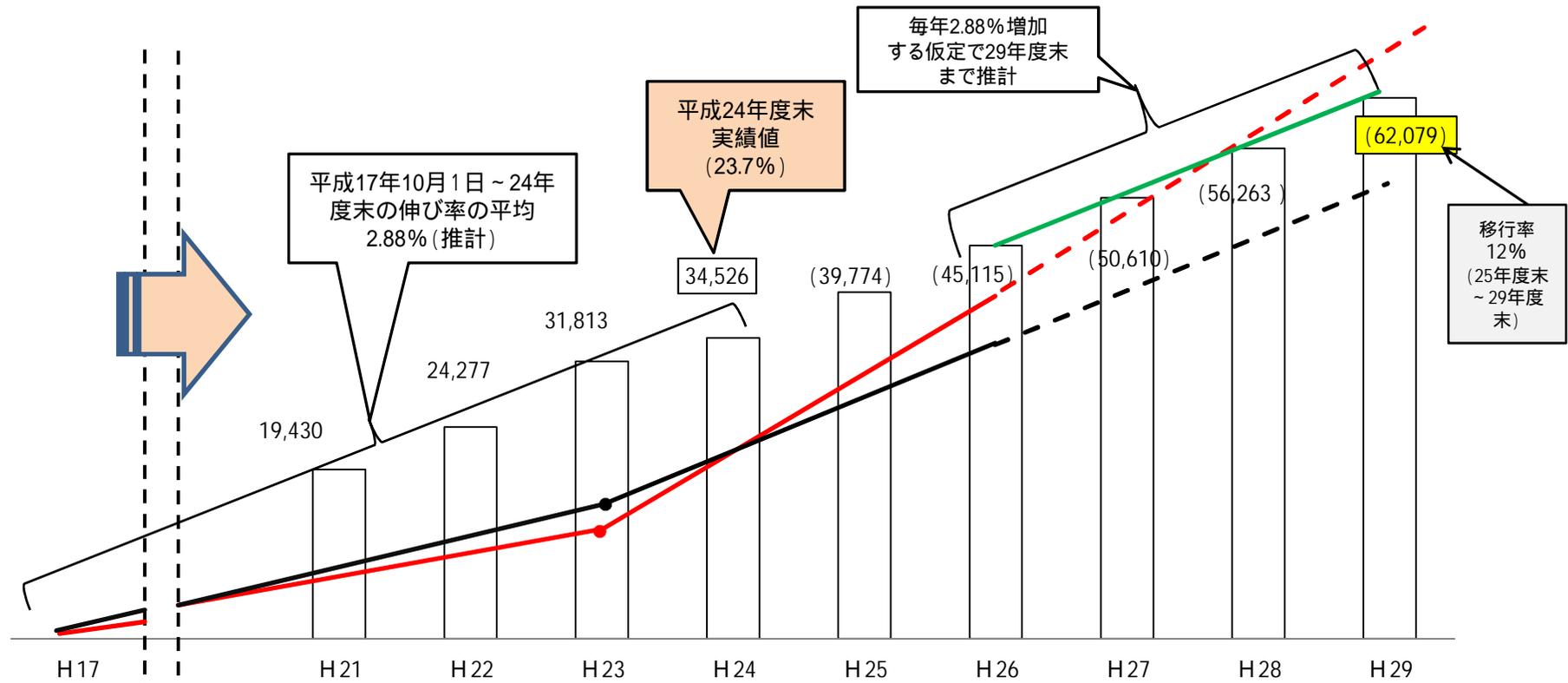
- ・ 地域生活移行者については、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上が平成23年度末までに地域生活に移行
- ・ 施設入所者については、平成17年10月1日時点の施設入所者数から平成23年度末までに7%以上削減  
とすることを基本として数値目標を設定。

### 第3期障害福祉計画

- ・ 地域生活移行者については、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行
- ・ 施設入所者については、平成17年10月1日時点の施設入所者数から平成26年度末までに1割以上削減  
とすることを基本として数値目標を設定。

# 施設入所者の地域生活移行者数の推移

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活移行者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 仮に平成25年度末を基準点として、平成25年度末の施設入所者と比較した地域生活移行者の割合を試算した場合、29年度末までに約12%が地域生活に移行する見込み。



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1～3期障害福祉計画)

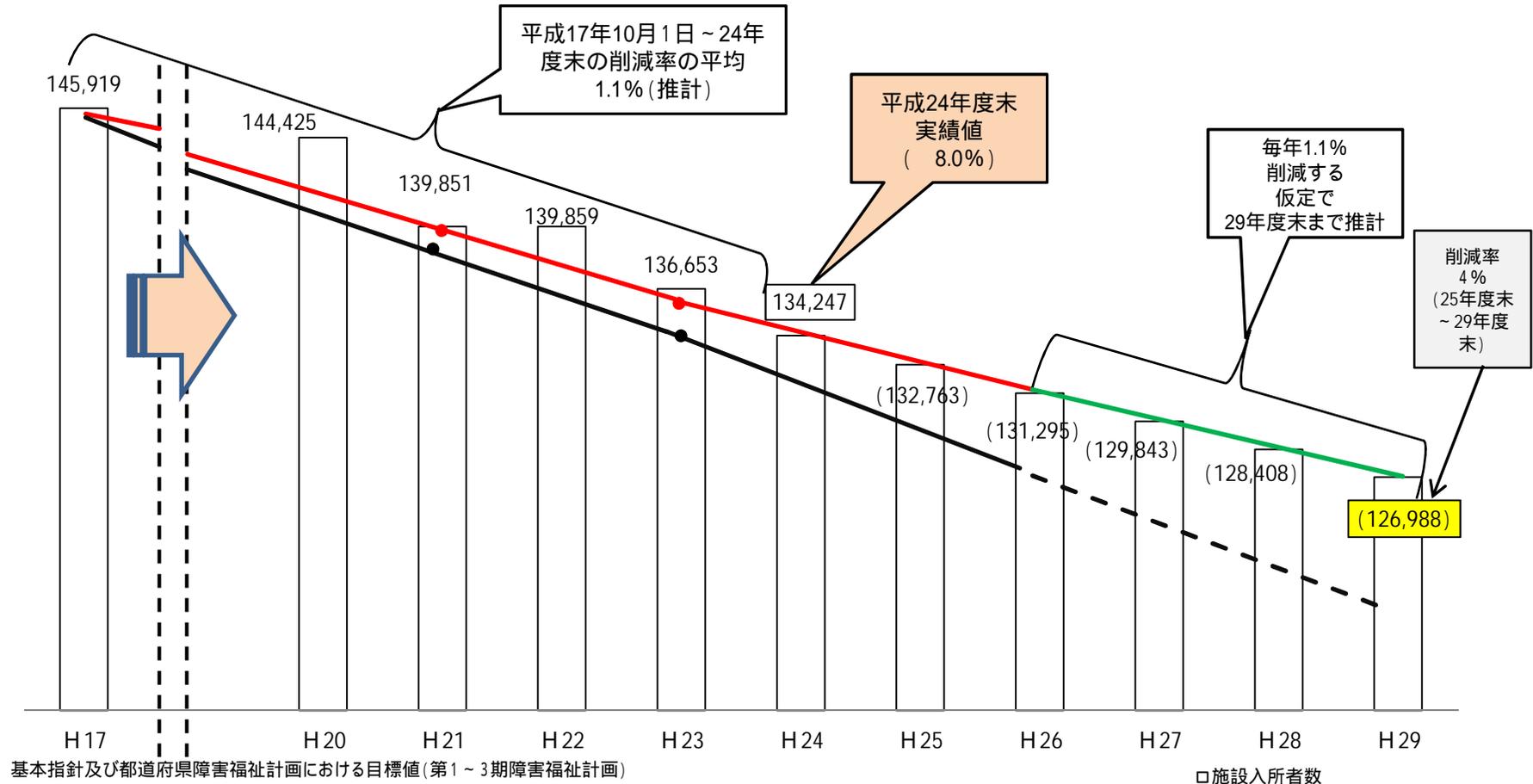
目標値	第1期 (平成18～20年度)	第2期 (平成21～23年度)	第3期 (平成24～26年度)
基本指針	10%	10%	30%
都道府県 障害福祉計画	14.5%	14.5%	25.2%

— □ 地域生活移行者数  
— 基本指針(現行)  
— 都道府県計画目標値  
- - - 目標値(試算)

平成21～23年度は10月1日数値、24年度は25年3月末数値、25年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者数の推移

- 施設入所者は平成17年10月1日時点と比較し、平成24年度末時点で約8.0%減少。  
平成26年度末には、施設入所者の1割削減を達成見込み。  
仮に平成25年度末を基準点として試算した場合、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%の削減見込み。



目標値	第1期 (平成18～20年度)	第2期 (平成21～23年度)	第3期 (平成24～26年度)
基本指針	7%	7%	10%
都道府県障害福祉計画	7.8%	8.4%	15.4%

□施設入所者数

— 基本指針(現行)

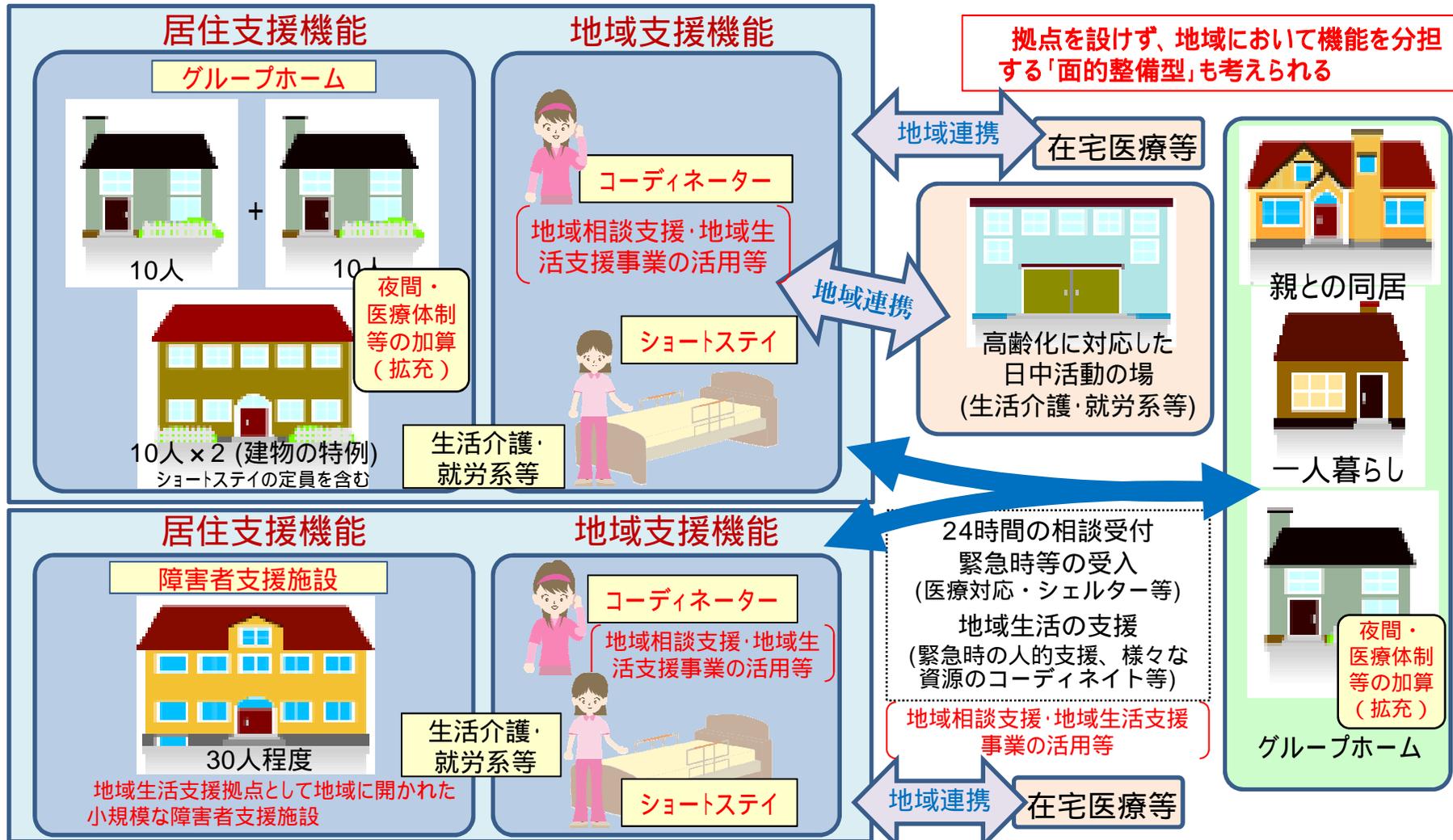
— 都道府県計画目標値

— 目標値(試算)

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値、平成24年度は25年3月数値。平成25年度以降(括弧書き)は推計。  
(出典：国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討